

第8期 県民生活審議会 第3回消費生活部会 議事概要

- 1 日 時 平成22年2月2日(火) 14:00~16:00
- 2 場 所 兵庫県公館第2会議室
- 3 出席者 (委員) 根岸部会長、岡田委員、瀧川委員、手嶋委員、渡久地委員、中西委員、幡井委員、原委員 8名
(専門委員) 清水委員、鈴木委員、山岸委員 3名
(事務局) 清原理事、川久生活消費局長、東元消費生活課長、岡田消費生活課副課長、森田消費生活課主幹、栗原消費生活課課長補佐兼消費政策係長、木村消費生活係長、高橋、松岡
(関係機関) 村上生活衛生課長、友久食品安全官、圓尾生活科学総合センター長、岩浅生活科学総合センター相談指導部長、福田生活科学総合センター調査研修部長、大上東播磨生活科学センター所長、藤田姫路生活科学センター所長、柏野西播磨生活科学センター所長、中野丹波生活科学センター所長、浅井淡路生活科学センター所長

4 議事概要

(1) 不当な取引行為の指定について

- ・新たに、「閲覧・開示等の拒否」を指定するとともに、「電気通信手段を利用した不当な勧誘」をオプトイン規制だとわかる内容に改正する。「クレジットにおける二重無効の場合の既払い金返還義務の拒否・遅延」の行為指定については、当面は今後の状況を見ながら検討するという事である。

(2) 事業者自主行動基準に関する提言について(報告)

- ・中小の事業者がいかに自主行動基準を作り、遵守するかということが課題である。基準策定が評価され、経営も伸びてくるという形が望ましい。
- ・様々な意見が盛り込まれたよい提言ができた。多くの中小企業の方に事業者自主行動基準を作ってもらいたい。
- ・自主行動基準を作ることが社会貢献につながり、企業が永続的に繁栄する

ということを理解してもらいたい。

- ・ 行政のお仕着せの行動基準ではなく、事業者が自主的に作って、自主的に守ることが非常によい。
- ・ コンプライアンスは当然として、それ以上の商道德、倫理が求められることは、大企業も中小企業も同様である。
- ・ 法令さえ守っていればよいとなると、法の隙間をつく事業者が現れる。単に法を守るだけではなく、さらにこれを超えた行動基準、経営姿勢や社訓の精神を生かすような自主行動基準にしてほしい。
- ・ 企業がそれぞれの役割に応じて自主行動基準を作ればよい。中小企業はこれが難しいので行政がサービスとしてガイダンスを提供するのだと思う。
- ・ 自主行動基準が作られていないから規範意識が低いという認識にならないようにしてほしい。地域のコミュニティに密着している中小の事業者は、高い規範意識をもって行動している。
- ・ 机上の空論で終わることのないように、行政も企業もがんばっていただきたい。

(3) 消費者行政活性化事業基金の活用について (報告)

- ・ 「ひょうご消費者WEBサイト」に期待する。広く親しめるものにし、ここをみれば兵庫県の消費者行政のすべてがわかるというものにしてほしい。
- ・ 県の審議会の調停と「ひょうご安心サポートシステム」は、公表の可否等で役割分担ができる。県民全体に影響が大きい事案については審議会を活用してほしい。
- ・ 各市町に相談体制が構築されることは喜ばしいことであるが、近所のうわさを気にして地元市の相談には行きづらい事例がある。生活科学センターの相談体制が不要になるわけではない。

(4) 生活科学センターの 21 年度の取組状況について (報告)